

食安発 0519 第 1 号
平成 27 年 5 月 19 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 102 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 273 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、クエン酸三エチルを省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、農薬アセタミプリド、動物用医薬品アプラマイシン、農薬クレソキシムメチル、農薬クロチアニジン、農薬クロラントラニリプロール、農薬ジクロベニル、農薬ピリフルキナゾン、農薬フルアジナム、農薬フルオルイミド、農薬マラチオン、農薬マンデストロビン、動物用医薬品メロキシカム及び動物用医薬品モサプリドについて、食品中の残留基準を設定したこと（別紙参照）。

- (2) 法第 11 条第 1 項の規定に基づき、クエン酸三エチルの成分規格を設定し、試薬・試液等を改正したこと。また、同規定に基づき、クエン酸三エチルの使用基準を設定したこと。

第 2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

(1) 残留基準関係

公布日から適用されるものであること。ただし、残留基準値を改正するものうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、公布の日から 6 月以内に限り、なお従前の例によることができる。

農薬等	食品
アプラマイシン	牛の脂肪、牛の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓及びその他の家きんの食用部分
クレソキシムメチル	なつみかんの果実全体
クロチアニジン	ぎんなん
クロラントラニプロール	小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、アスパラガス、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、かき、バナナ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、その他の果実及びホップ
ジクロベニル	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、トマト、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類及びその他のスパイス
ピリフルキナゾン	だいこん類の根及びだいこん類の葉

フルアジナム	えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、さといも類、かんしょ、こんにゃくいも、その他のいも類、西洋わさび、クレソン、ケール、こまつな、きょうな、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、にんにく、わけぎ、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、すいか、メロン類果実、まくわうり、ほうれんそう、たけのこ、しょうが、マルメロ、ネクタリン、あんず、すもも、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、バナナ、パパイヤ、アボカド、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実及びその他のハーブ
フルオリミド	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
マラチオン	こんにゃくいも、さとうきび、こまつな、きょうな、ごぼう、しゅ

	んぎく、にら、わけぎ、みつば、しろり、まくわうり、その他のうり科野菜、しょうが、しいたけ、その他のきのこ類、うめ、ごまの種子、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、茶、コーヒー豆、カカオ豆、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）、魚介類（貝類に限る。）、魚介類（甲殻類に限る。）、その他の魚介類及びはちみつ
メロキシカム	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪

(2) 添加物関係

公布日から適用されるものであること。

第3 農薬等の残留基準に関する事項

1 運用上の注意

- (1) 今回基準値を設定するアセタミプリドとは、農産物及びはちみつにあっては、アセタミプリドをいい、畜産物にあっては、アセタミプリド及び代謝物 IM-2-1【 N^1 -[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]- N^2 -シアノアセトアミジン】をアセタミプリドに換算したものの和をいう。
- (2) 今回基準値を設定するクレソキシムメチルとは、農産物及び魚介類にあっては、クレソキシムメチルをいい、畜産物にあっては、クレソキシムメチル及び代謝物 M9【2-[2-(4-ヒドロキシ-2-メチルフェノキシメチル)フェニル]-2-メトキシイミノ酢酸】をクレソキシムメチルに換算したものの和をいう。
- (3) 「干しぶどう」に設定されているクレソキシムメチルの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の基準値への適・不適を確認する。
- (4) 「食用オリーブ油（バージンオイルに限る。）」に設定されているクレソキシムメチルの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「食用オリーブ油（バージンオイルに限る。）」で農薬が検出された場合には、当該

加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他の果実」の基準値への適・不適を確認する。

- (5) 今回基準値を設定するクロチアニジンとは、チアメトキサムの代謝物でもあり、チアメトキサムの使用に基づくクロチアニジンの残留を含むこと。
- (6) みかんの果皮及びその他のスパイス（みかんの果皮を除く。）に設定されているクロチアニジンの基準値については、これらの基準を統合して「その他のスパイス」として基準値を設定する。
- (7) スペアミント、ペパーミント及びその他のハーブ（スペアミント及びペパーミントを除く。）に設定されているクロチアニジンの基準値については、これらの基準を統合して「その他のハーブ」として基準値を設定する。
- (8) 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているクロラントラニリプロールの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の基準値への適・不適を確認する。
- (9) 今回基準値を設定するジクロベニルとは、農産物にあつてはジクロベニル及び代謝物 BAM【2,6-ジクロロベンズアミド】をジクロベニルに換算したものの和をいい、魚介類にあつてはジクロベニルをいう。ただし、フルオピコリドが検出された場合など、BAMの残留がフルオピコリドの使用によることが明らかな場合には、フルオピコリドに定められた規格基準を適用することとし、ジクロベニルに係る規格基準によらないこと。
- (10) 今回基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び代謝物 B【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン】をピリフルキナゾンに換算したものの和をいう。
- (11) なつみかん及びなつみかんの外果皮に設定されているマラチオンの基準値については、これらの基準を統合して「なつみかんの果実全体」として基準値を設定する。
- (12) その他のスパイス（種子、果実、根及び根茎を除く。）に設定されているマラチオンの基準値については、この基準を削除して「その他のスパイス」として基準値を設定する。
- (13) 「小麦粉（全粒粉を除く。）」に設定されているマラチオンの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「小麦粉（全粒粉を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の基準値への適・不適を確認する。
- (14) 「トマトジュース」に設定されているマラチオンの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「トマトジュース」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「トマ

ト」の基準値への適・不適を確認する。

- (15) 今回基準値を設定するマンデストロビンとは、マンデストロビン（*R*体）及びマンデストロビン（*S*体）の和をいう。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬マンデストロビンに係る新規農薬登録、農薬アセタミプリド、農薬クレソキシムメチル、農薬クロラントラニリプロール、農薬クロチアニジン、農薬ピリフルキナゾン、農薬フルアジナム及び農薬フルオルイミドに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。

なお、動物用医薬品アプラマイシン、農薬クレソキシムメチル、農薬ジクロベニル、農薬マンデストロビン及び動物用医薬品モサプリドに係る試験法については、後日通知することとしていること。

第 4 添加物に関する事項

使用基準関係

- 1 「通常の食品形態でない食品（カプセル及び錠剤（チュアブル錠を除く。）に限る。）」に菓子類は含まれないこと。
- 2 「液卵（殺菌したものに限る。）」は、鶏卵を割って、卵殻を取り除いただけのもの、卵黄又は卵白を分離して取り出したもの、卵黄及び卵白を混合したもの並びにこれらに加塩又は加糖したものを告示に規定する食鳥卵の製造基準における殺菌液卵の鶏の液卵に規定する方法で加熱殺菌したものであること。
- 3 粉末清涼飲料は希釈して清涼飲料水の状態で飲用に供するものであることから、使用基準中の「清涼飲料水」の使用基準を適用すること。
- 4 クエン酸三エチルの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

別紙

アセタミプリド(殺虫剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.3	
大麦	○ 3	
ライ麦	○ 3	
とうもろこし	○ 0.2	0.2
その他の穀類	○ 3	
大豆	○ 0.3	
小豆類	○ 2	2
えんどう	○ 2	0.4
そら豆	○ 2	0.4
らっかせい	○ 0.2	
その他の豆類	○ 2	
ばれいしょ	○ 0.3	0.3
さといも類 (やつがしらを含む。)	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.2	
やまいも (長いものをいう。)	○ 0.05	0.05
こんにゃくいも	○ 0.2	0.2
てんさい	○ 0.2	0.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	○ 0.2	0.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	○ 5	5
かぶ類の根	○ 0.1	0.1
かぶ類の葉	○ 5	5
西洋わさび	○ 0.05	0.05
クレソン	○ 3	
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 3	3
芽キャベツ	○ 0.3	0.3
ケール	○ 5	5
こまつな	○ 5	5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	○ 1	1
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 5	5
チコリ	○ 3	3
エンダイブ	○ 3	3
しゅんぎく	○ 10	5
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	5
その他のきく科野菜	○ 3	3
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ (リーキを含む。)	○ 5	4.5
にんにく	○ 0.02	0.02
にら	○ 5	5

アセタミプリド(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
アスパラガス	○ 0.5	0.5
わけぎ	○ 3	3
その他のゆり科野菜	○ 5	0.2
にんじん	○ 0.2	
パセリ	○ 3	3
セロリ	○ 3	3
みつば	○ 5	5
その他のせり科野菜	○ 10	
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 2	2
その他のなす科野菜	○ 2	2
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.7	0.7
しろうり	○ 2	2
すいか	○ 0.3	0.3
メロン類果実	○ 0.5	0.5
まくわうり	○ 0.2	
その他のうり科野菜	○ 2	2
ほうれんそう	○ 3	3
オクラ	○ 1	1
未成熟えんどう	○ 2	2
未成熟いんげん	○ 3	3
えだまめ	○ 3	3
しいたけ	○ 0.2	
その他のきのこ類	○ 0.2	
その他の野菜	○ 5	5
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実	○ 2	2
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 2	2
西洋なし	○ 2	2
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 2	0.1
もも	○ 2	2
ネクタリン	○ 1	1
あんず (アプリコットを含む。)	○ 3	3
すもも (プルーンを含む。)	○ 3	3

アセタミプリド(つづき)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
うめ	○ 3	3
おうとう (チェリーを含む。)	○ 5	2
いちご	○ 3	3
ラズベリー	○ 2	1.6
ブラックベリー	○ 2	1.6
ブルーベリー	○ 2	2
クランベリー	○ 2	0.6
ハックルベリー	○ 2	1.6
その他のベリー類果実	○ 2	2
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 1	1
キウイ	○ 0.2	0.2
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	○ 0.7	0.7
その他の果実	○ 5	1
綿実	○ 0.7	0.6
なたね	○ 0.1	
ぎんなん	○ 0.1	0.1
くり	○ 0.1	0.1
ペカン	○ 0.1	0.1
アーモンド	○ 0.1	0.1
くるみ	○ 0.1	0.1
その他のナッツ類	○ 0.1	0.1
茶	○ 30	30
その他のスパイス	○ 5	5
その他のハーブ	○ 5	5
牛の筋肉	○ 0.1	0.1
豚の筋肉	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.1	0.1
牛の脂肪	○ 0.1	0.1
豚の脂肪	○ 0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.1
牛の肝臓	○ 0.2	0.2
豚の肝臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.2
牛の腎臓	○ 0.2	0.2
豚の腎臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.2
牛の食用部分	○ 0.2	0.2
豚の食用部分	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.2
乳	○ 0.1	0.1
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01

アセタミプリド(つづき)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01
はちみつ	○ 0.2	

アプラマイシン(抗生物質)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.5	0.5
豚の筋肉	○ 0.06	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.5	0.05
牛の脂肪	● 0.5	1
豚の脂肪	○ 0.06	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.5	0.05
牛の肝臓	● 5	6
豚の肝臓	○ 0.06	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.5	2
牛の腎臓	○ 15	10
豚の腎臓	○ 2	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	2
牛の食用部分	○ 15	2
豚の食用部分	○ 0.1	0.06
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 2	2
鶏の筋肉	○ 0.5	0.2
その他の家きんの筋肉	●	0.2
鶏の脂肪	○ 0.5	0.2
その他の家きんの脂肪	●	0.2
鶏の肝臓	● 0.5	0.8
その他の家きんの肝臓	●	0.8
鶏の腎臓	○ 2	0.8

アプラマイシン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの腎臓	●	0.8
鶏の食用部分	○ 2	0.8
その他の家きんの食用部分	●	0.8

クレソキシムメチル(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.1	0.1
大麦	○ 5	5
ライ麦	○ 5	5
その他の穀類	○ 5	5
やまいも(長いものをいう。)	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.1	0.1
はくさい	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 25	25
しゅんぎく	○ 20	20
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	10
その他のきく科野菜	○ 25	25
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
にんにく	○ 0.1	0.1
にら	○ 25	25
アスパラガス	○ 1	1
わけぎ	○ 2	2
その他のゆり科野菜	○ 25	25
にんじん	○ 0.2	0.2
パセリ	○ 25	25
セロリ	○ 15	15
ピーマン	○ 2	2
なす	○ 3	3
その他のなす科野菜	○ 3	3
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5

クレソキシムメチル(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 2	2
しろうり	○ 0.3	0.3
すいか	○ 1	1
メロン類果実	○ 1	1
その他のうり科野菜	○ 0.3	0.3
未成熟えんどう	○ 1	
その他の野菜	○ 60	60
みかん	○ 2	2
なつみかんの果実全体	● 5	10
レモン	○ 10	10
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 10	10
グレープフルーツ	○ 10	10
ライム	○ 10	10
その他のかんきつ類果実	○ 10	10
りんご	○ 5	5
日本なし	○ 5	5
西洋なし	○ 5	5
マルメロ	○ 0.2	0.2
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 5	5
あんず (アプリコットを含む。)	○ 5	5
すもも (プルーンを含む。)	○ 2	2
うめ	○ 5	5
いちご	○ 5	5
ブルーベリー	○ 5	5
クランベリー	○ 0.9	0.9
その他のベリー類果実	○ 1	1
ぶどう	○ 15	15
かき	○ 5	5
バナナ	○ 5	5
キウイ	○ 1	1
マンゴー	○ 0.3	0.3
その他の果実	○ 1	1
茶	○ 15	15
その他のスパイス	○ 25	25
その他のハーブ	○ 30	30
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05

クレソキシムメチル(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
魚介類	○ 0.03	0.03
干しぶどう		2
食用オリーブ油 (バージンオイルに限る。)		0.7

クロチアニジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	○ 1	0.7
小麦	○ 0.02	0.02
大麦	○ 0.1	0.1
ライ麦	○ 0.02	0.02
とうもろこし	○ 0.1	0.02
そば	○ 0.02	0.02
その他の穀類	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.1	0.1
小豆類	○ 0.3	0.3
えんどう	○ 0.3	0.3
そら豆	○ 0.3	0.3
らっかせい	○ 0.02	0.02
その他の豆類	○ 0.3	0.3
ばれいしょ	○ 0.3	0.25
さといも類 (やつがしらを含む。)	○ 0.2	0.05
かんしょ	○ 0.2	0.1
やまいも (長いものをいう。)	○ 0.2	0.02
こんにゃくいも	○ 0.2	0.05
その他のいも類	○ 0.2	0.02
てんさい	○ 0.2	0.1
さとうきび	○ 0.5	0.02

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	○ 0.2	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	○ 5	5
かぶ類の根	○ 0.5	0.02
かぶ類の葉	○ 40	0.02
西洋わさび	○ 0.2	0.02
クレソン	○ 2	0.2
はくさい	○ 2	0.3
キャベツ	○ 0.7	0.7
芽キャベツ	○ 0.3	0.3
ケール	○ 10	1
こまつな	○ 10	1
きょうな	○ 10	5
チンゲンサイ	○ 10	5
カリフラワー	○ 0.3	0.3
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜	○ 10	5
ごぼう	○ 0.2	0.02
サルシフィー	○ 0.2	0.02
アーティチョーク	○ 2	2
チコリ	○ 2	2
エンダイブ	○ 2	2
しゅんぎく	○ 10	0.2
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 20	20
その他のきく科野菜	○ 2	2
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ (リーキを含む。)	○ 1	0.7
にんにく	○ 0.02	0.02
にら	○ 15	15
アスパラガス	○ 0.7	0.7
わけぎ	○ 5	2
その他のゆり科野菜	○ 2	2
にんじん	○ 0.2	0.02
パースニップ	○ 0.2	0.02
パセリ	○ 15	2
セロリ	○ 10	5
みつば	○ 20	0.02
その他のせり科野菜	○ 2	2
トマト	○ 3	3
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜	○ 10	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
しろうり	○ 0.05	0.05
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.05	0.05
その他のうり科野菜	○ 2	2
ほうれんそう	○ 40	3
たけのこ	○ 2	2
オクラ	○ 1	1
しょうが	○ 0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 2	0.02
未成熟いんげん	○ 1	0.5
えだまめ	○ 2	2
マッシュルーム	○ 0.05	0.02
しいたけ	○ 0.05	0.02
その他のきのこ類	○ 0.05	0.02
その他の野菜	○ 2	2
みかん	○ 1	1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 1	1
もも	○ 0.7	0.7
ネクタリン	○ 2	2
あんず (アプリコットを含む。)	○ 3	3
すもも (プルーンを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 5	3
おうとう (チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 0.7	0.7
ラズベリー	○ 0.2	0.2
ブラックベリー	○ 0.2	0.2
ブルーベリー	○ 0.2	0.2
クランベリー	○ 0.07	0.02
ハuckleベリー	○ 0.2	0.2
その他のベリー類果実	○ 0.2	0.2
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 0.5	0.5

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
バナナ	○ 1	1
キウイ	○ 0.03	0.02
パパイヤ	○ 1	1
アボカド	○ 0.02	0.02
パイナップル	○ 0.02	0.02
グアバ	○ 1	1
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	○ 1	1
なつめやし	○ 0.02	0.02
その他の果実	○ 4	4
ひまわりの種子	○ 0.02	0.02
ごまの種子	○ 0.02	0.02
べにばなの種子	○ 0.02	0.02
綿実	○ 0.1	0.1
なたね	○ 0.02	0.01
その他のオイルシード	○ 0.02	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類	○ 0.02	0.02
茶	○ 50	50
コーヒー豆	○ 0.05	0.05
カカオ豆 (外皮を含まない。)	○ 0.02	0.02
ホップ	○ 0.1	0.1
みかんの果皮		10
その他のスパイス (みかんの果皮を除く。)		4
その他のスパイス	○ 10	
スペアミント		0.3
ペパーミント		0.3
その他のハーブ (スペアミント及びペパーミントを除く。)		5
その他のハーブ	○ 10	
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.2	0.02
豚の肝臓	○ 0.2	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.02

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.02	0.01
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.1	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.02
鶏の腎臓	○ 0.1	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.02
鶏の食用部分	○ 0.1	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.02
鶏の卵	○ 0.02	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.02	0.02

クロラントラニプロール(殺虫剤)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 6	0.02
大麦	○ 6	0.02
ライ麦	○ 6	0.02
とうもろこし	○ 0.6	0.6
そば	○ 6	0.02
その他の穀類	○ 6	0.02
大豆	○ 0.2	0.2
小豆類	● 1	2
えんどう	● 1	2
そら豆	● 1	2
らっかせい	● 0.06	2
その他の豆類	● 1	2
ばれいしょ	○ 0.02	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いものをいう。)	○ 0.05	0.05
こんにゃくいも	○ 0.02	0.02

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のいも類	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.02	0.02
さとうきび	○ 14	14
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	○ 0.5	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	○ 40	20
かぶ類の根	○ 0.2	0.2
かぶ類の葉	○ 20	20
西洋わさび	○ 0.02	0.02
クレソン	○ 20	20
はくさい	○ 20	20
キャベツ	○ 4	4
芽キャベツ	○ 4	4
ケール	○ 20	20
こまつな	○ 20	20
きょうな	○ 20	20
チンゲンサイ	○ 20	11
カリフラワー	○ 4	4
ブロッコリー	○ 4	4
その他のあぶらな科野菜	○ 20	20
ごぼう	○ 0.02	0.02
サルシフィー	○ 0.02	0.02
アーティチョーク	○ 4	4
チコリ	○ 20	20
エンダイブ	○ 20	20
しゅんぎく	○ 20	20
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 20	20
その他のきく科野菜	○ 20	20
ねぎ (リーキを含む。)	○ 3	2
にら	○ 3	
アスパラガス	● 0.1	13
その他のゆり科野菜	○ 3	
にんじん	○ 0.08	0.02
パースニップ	○ 0.02	0.02
パセリ	○ 13	13
セロリ	○ 13	13
その他のせり科野菜	○ 13	13
トマト	○ 0.7	0.7
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.7	0.7
その他のなす科野菜	○ 20	20
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 0.3	0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.3	0.3
しろうり	○ 0.3	0.3

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
まくわうり	○ 0.1	0.1
その他のうり科野菜	○ 20	20
ほうれんそう	○ 20	20
オクラ	○ 0.7	0.6
しょうが	○ 0.05	
未成熟えんどう	○ 2	0.7
未成熟いんげん	○ 0.8	0.5
えだまめ	○ 1	1
マッシュルーム	○ 0.6	0.6
しいたけ	○ 0.6	0.6
その他のきのこ類	○ 0.6	0.6
その他の野菜	○ 20	20
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	● 0.5	1
レモン	● 0.5	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	● 0.5	1
グレープフルーツ	● 0.5	1
ライム	● 0.5	1
その他のかんきつ類果実	● 0.5	1
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 0.4	0.3
もも	○ 0.4	0.4
ネクタリン	○ 4	4
あんず (アプリコットを含む。)	○ 4	4
すもも (プルーンを含む。)	○ 4	4
うめ	○ 1	1
おうとう (チェリーを含む。)	○ 1	1
いちご	○ 1	1
ラズベリー	○ 2	2
ブラックベリー	○ 2	2
ブルーベリー	○ 3	3
クランベリー	○ 3	3
ハックルベリー	○ 3	3
その他のベリー類果実	○ 3	3
ぶどう	○ 2	2
かき	● 0.3	4
バナナ	●	4
パパイヤ	●	2

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
アボカド	● 0.5	4
パイナップル	●	2
グアバ	●	4
マンゴー	●	4
パッションフルーツ	●	2
その他の果実	● 1	4
ひまわりの種子	○ 2	2
ごまの種子	○ 0.3	0.3
べにばなの種子	○ 2	2
綿実	○ 0.3	0.3
なたね	○ 2	2
その他のオイルシード	○ 0.3	0.3
ぎんなん	○ 0.02	0.02
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.04	0.04
アーモンド	○ 0.04	0.04
くるみ	○ 0.04	0.04
その他のナッツ類	○ 0.04	0.04
茶	○ 50	50
コーヒー豆	○ 0.4	0.4
カカオ豆 (外皮を含まない。)	○ 0.08	0.08
ホップ	● 40	90
その他のスパイス	○ 90	14
その他のハーブ	○ 25	25
牛の筋肉	○ 0.2	0.2
豚の筋肉	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	0.2
牛の脂肪	○ 0.3	0.3
豚の脂肪	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.3	0.3
牛の肝臓	○ 0.3	0.3
豚の肝臓	○ 0.3	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.3	0.3
牛の腎臓	○ 0.2	0.2
豚の腎臓	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.2
牛の食用部分	○ 0.2	0.2
豚の食用部分	○ 0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.2
乳	○ 0.05	0.05
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01

クロラントラニプロール(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.2	0.2
その他の家きんの卵	○ 0.2	0.2
魚介類	○ 0.05	0.05
とうがらし(乾燥させたもの)		5

ジクロベニル(除草剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類	●	0.05
トマト	●	0.1
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
みかん	●	0.2
なつみかんの果実全体	●	0.2
レモン	●	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.2
グレープフルーツ	●	0.2
ライム	●	0.2
その他のかんきつ類果実	●	0.2
りんご	● 0.1	0.2
日本なし	○ 0.2	0.2
西洋なし	○ 0.2	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	● 0.1	0.2
ネクタリン	●	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.2

ジクロベニル(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
すもも (プルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう (チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	0.2
ぶどう	●	0.2
かき	●	0.2
バナナ	●	0.2
キウイ	●	0.2
パパイヤ	●	0.2
アボカド	●	0.2
パイナップル	●	0.2
グアバ	●	0.2
マンゴー	●	0.2
パッションフルーツ	●	0.2
なつめやし	●	0.2
その他の果実	●	0.2
ひまわりの種子	●	0.2
ごまの種子	●	0.2
べにばなの種子	●	0.2
綿実	●	0.2
なたね	●	0.2
その他のオイルシード	●	0.2
ぎんなん	●	0.2
くり	●	0.2
ペカン	●	0.2
アーモンド	●	0.2
くるみ	●	0.2
その他のナッツ類	●	0.2
その他のスパイス	●	0.2
魚介類	○ 0.05	

ピリフルキナゾン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
どうもろこし	○ 0.2	

ピリフルキナゾン(つづき)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ばれいしょ	○ 0.2	0.2
かんしょ	○ 0.2	
こんにゃくいも	○ 0.2	
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	20
はくさい	○ 1	1
キャベツ	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	○ 2	2
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 10	10
たまねぎ	○ 0.2	
ねぎ (リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
アスパラガス	○ 0.5	0.5
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.3	0.3
その他のなす科野菜	○ 5	
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 0.2	
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.2	0.2
オクラ	○ 0.5	
未成熟いんげん	○ 0.5	
みかん	○ 0.2	0.2
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 1	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1
グレープフルーツ	○ 1	1
ライム	○ 1	1
その他のかんきつ類果実	○ 1	1
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
もも	○ 0.2	0.2
ネクタリン	○ 0.7	0.7
あんず (アプリコットを含む。)	○ 5	5
すもも (プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
うめ	○ 5	5
おうとう (チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	○ 2	2
ぶどう	○ 3	3
かき	○ 0.5	0.5
キウイー	○ 0.2	
マンゴー	○ 1	1

ピリフルキナゾン(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
茶	○ 20	20
その他のスパイス	○ 5	5

フルアジナム(殺菌剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	○ 0.1	0.1
小豆類	○ 0.1	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らっかせい	● 0.05	0.1
その他の豆類	●	0.1
ばれいしょ	○ 0.1	0.1
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも (長いものをいう。)	○ 0.05	0.05
こんにゃくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	○ 0.5	0.5
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の根	○ 0.05	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。)の葉	○ 0.1	0.1
かぶ類の根	○ 0.05	0.05
かぶ類の葉	○ 0.1	0.1
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	0.1
はくさい	○ 0.1	0.1
キャベツ	○ 0.1	0.1
芽キャベツ	○ 0.1	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	● 0.05	0.1
きょうな	● 0.05	0.1
チンゲンサイ	○ 0.1	0.1
カリフラワー	○ 0.1	0.1
ブロッコリー	○ 0.1	0.1
その他のあぶらな科野菜	○ 0.1	0.1
ごぼう	○ 0.05	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.1

フルアジナム(つづき)

食品名	残留基準値*	
	残留基準値 (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 0.1	0.1
その他のきく科野菜	●	0.1
たまねぎ	○ 0.1	0.1
ねぎ (リーキを含む。)	○ 0.1	0.1
にんにく	●	0.1
にら	○ 0.1	0.1
アスパラガス	○ 0.1	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜	○ 2	0.1
にんじん	○ 0.3	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
ピーマン	●	0.3
その他のなす科野菜	○ 0.3	
すいか	●	0.5
メロン類果実	●	0.5
まくわうり	●	0.5
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.05
しょうが	●	0.05
その他の野菜	○ 5	0.1
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 5	5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実	○ 5	5
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	●	0.5

フルアジナム(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
びわ	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	● 0.05	0.5
あんず (アプリコットを含む。)	● 0.05	0.5
すもも (プルーンを含む。)	● 0.05	0.5
うめ	○ 0.5	0.5
おうとう (チェリーを含む。)	○ 0.5	0.5
いちご	● 0.05	0.5
ラズベリー	●	0.5
ブラックベリー	●	0.5
ブルーベリー	● 0.1	0.5
クランベリー	●	0.5
ハックルベリー	●	0.5
その他のベリー類果実	●	0.5
ぶどう	○ 0.5	0.5
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	●	0.5
キウイー	○ 0.5	0.5
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	○ 0.5	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	0.5
その他の果実	● 0.05	0.5
茶	○ 5	5
その他のスパイス	○ 10	5
その他のハーブ	●	0.1

フルオルイミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	●	0.04
小麦	●	0.04
大麦	●	0.04
ライ麦	●	0.04
とうもろこし	●	0.04

フルオロイミド(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
そば	●	0.04
その他の穀類	●	0.04
大豆	●	0.04
小豆類	●	0.04
えんどう	●	0.04
そら豆	●	0.04
らっかせい	●	0.04
その他の豆類	●	0.04
ばれいしょ	●	0.5
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.5
かんしょ	●	0.5
やまいも (長いものをいう。)	●	0.5
こんにやくいも	●	0.5
その他のいも類	●	0.5
てんさい	●	0.04
さとうきび	●	0.04
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.04
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.04
かぶ類の根	●	0.04
かぶ類の葉	●	0.04
西洋わさび	●	0.04
クレソン	●	0.04
はくさい	●	0.04
キャベツ	●	0.04
芽キャベツ	●	0.04
ケール	●	0.04
こまつな	●	0.04
きょうな	●	0.04
チンゲンサイ	●	0.04
カリフラワー	●	0.04
ブロッコリー	●	0.04
その他のあぶらな科野菜	●	0.04
ごぼう	●	0.04
サルシフィー	●	0.04
アーティチョーク	●	0.04
チコリ	●	0.04
エンダイブ	●	0.04
しゅんぎく	●	0.04
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.04
その他のきく科野菜	●	0.04
たまねぎ	●	1
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.04
にんにく	●	1

フルオリミド(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
にら	●	0.04
アスパラガス	●	0.04
わけぎ	●	0.04
その他のゆり科野菜	●	0.04
にんじん	●	0.04
パースニップ	●	0.04
パセリ	●	0.04
セロリ	●	0.04
みつば	●	0.04
その他のせり科野菜	●	0.04
トマト	●	0.04
ピーマン	●	0.04
なす	●	0.04
その他のなす科野菜	●	0.04
きゅうり (ガーキンを含む。)	●	0.04
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.04
しろうり	●	0.04
すいか	●	0.04
メロン類果実	●	0.04
まくわうり	●	0.04
その他のうり科野菜	●	0.04
ほうれんそう	●	0.04
たけのこ	●	0.04
オクラ	●	0.04
しょうが	●	0.04
未成熟えんどう	●	0.04
未成熟いんげん	●	0.04
えだまめ	●	0.04
マッシュルーム	●	0.04
しいたけ	●	0.04
その他のきのこ類	●	0.04
その他の野菜	●	0.04
みかん	●	5
なつみかんの果実全体	●	0.04
レモン	●	0.04
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	0.04
グレープフルーツ	●	0.04
ライム	●	0.04
その他のかんきつ類果実	●	0.04
りんご	○ 10	5
日本なし	●	5
西洋なし	● 3	5
マルメロ	●	5

フルオレイミド(つづき)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
びわ	●	0.04
もも	●	0.04
ネクタリン	●	5
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.04
すもも(プルーンを含む。)	●	0.04
うめ	●	0.04
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.04
いちご	●	0.04
ラズベリー	●	0.04
ブラックベリー	●	0.04
ブルーベリー	●	0.04
クランベリー	●	0.04
ハックルベリー	●	0.04
その他のベリー類果実	●	0.04
ぶどう	●	0.04
かき	○ 5	5
バナナ	●	5
キウイ	●	0.04
パパイヤ	●	5
アボカド	●	5
パイナップル	●	5
グアバ	●	5
マンゴー	●	5
パッションフルーツ	●	5
なつめやし	●	0.04
その他の果実	●	0.04
ひまわりの種子	●	0.04
ごまの種子	●	0.04
べにばなの種子	●	0.04
綿実	●	0.04
なたね	●	0.04
その他のオイルシード	●	0.04
ぎんなん	●	0.04
くり	●	0.04
ペカン	●	0.04
アーモンド	●	0.04
くるみ	●	0.04
その他のナッツ類	●	0.04
茶	○ 35	35
コーヒー豆	●	0.04
カカオ豆	●	0.04
ホップ	●	0.04
その他のスパイス	●	5
その他のハーブ	●	0.04

マラチオン(殺虫剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.1	0.1
小麦	○ 10	8.0
大麦	○ 2	2.0
ライ麦	○ 2	2.0
とうもろこし	○ 2	2.0
そば	○ 2	2.0
その他の穀類	○ 3	2.0
大豆	○ 2	0.5
小豆類	○ 2	0.5
えんどう	○ 0.5	0.5
そら豆	○ 2	0.5
らっかせい	○ 8	8.0
その他の豆類	○ 8	8.0
ばれいしょ	○ 0.5	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.5	0.5
かんしょ	○ 0.5	0.5
やまいも(長いものをいう。)	○ 0.5	0.5
こんにゃくいも	●	0.5
その他のいも類	○ 0.5	0.5
てんさい	○ 0.5	0.5
さとうきび	●	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○ 0.5	0.5
かぶ類の根	○ 0.5	0.5
かぶ類の葉	○ 5	0.5
西洋わさび	○ 0.5	0.5
クレソン	○ 6	6.0
はくさい	○ 2	2.0
キャベツ	○ 2	2.0
芽キャベツ	○ 2	2.0
ケール	○ 3	3.0
こまつな	●	2.0
きょうな	●	2.0
チンゲンサイ	○ 2	2.0
カリフラワー	○ 2	2.0
ブロッコリー	○ 5	5.0
その他のあぶらな科野菜	○ 2	2.0
ごぼう	● 0.03	0.5
サルシフィー	○ 0.5	0.5
アーティチョーク	○ 8	8.0
チコリ	○ 8	8.0
エンダイブ	○ 8	8.0
しゅんぎく	●	2.0
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 2	2.0
その他のきく科野菜	○ 2	2.0

マラチオン(つづき)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
たまねぎ	○ 8	8.0
ねぎ(リーキを含む。)	○ 8	8.0
にんにく	○ 8	8.0
にら	●	2.0
アスパラガス	○ 8	8.0
わけぎ	●	8.0
その他のゆり科野菜	○ 5	2.0
にんじん	○ 0.5	0.5
パースニップ	○ 0.5	0.5
パセリ	○ 2	2.0
セロリ	○ 2	2.0
みつば	●	2
その他のせり科野菜	○ 2	2.0
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 2	2.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 8	8.0
しろうり	● 0.05	2.0
すいか	○ 8	8.0
メロン類果実	○ 8	8.0
まくわうり	●	8.0
その他のうり科野菜	● 0.2	2.0
ほうれんそう	○ 3	2.0
たけのこ	○ 2	2.0
オクラ	○ 8	8.0
しょうが	●	0.5
未成熟えんどう	○ 0.5	0.5
未成熟いんげん	○ 2	2.0
えだまめ	○ 2	2.0
マッシュルーム	○ 8	8.0
しいたけ	●	4
その他のきのこ類	●	4
その他の野菜	○ 2	2.0
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかん		0.5
なつみかんの外果皮		0.5
なつみかんの果実全体	○ 7	
レモン	○ 7	4.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 7	4.0
グレープフルーツ	○ 7	4.0
ライム	○ 7	4.0
その他のかんきつ類果実	○ 7	4.0

マラチオン(つづき)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
りんご	○ 0.5	0.5
日本なし	○ 0.5	0.5
西洋なし	○ 0.5	0.5
マルメロ	○ 8	8.0
びわ	○ 2	2.0
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	○ 8	8.0
あんず(アプリコットを含む。)	○ 8	8.0
すもも(プルーンを含む。)	○ 6	6.0
うめ	● 0.2	2.0
おうとう(チェリーを含む。)	○ 6	6.0
いちご	○ 1	0.5
ラズベリー	○ 8	8.0
ブラックベリー	○ 8	8.0
ブルーベリー	○ 10	0.5
クランベリー	○ 8	8.0
ハックルベリー	○ 10	2.0
その他のベリー類果実	○ 8	8.0
ぶどう	○ 8	8.0
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	○ 2	2.0
キウイ	○ 2	2.0
パパイヤ	○ 1	1.0
アボカド	○ 8	8.0
パイナップル	○ 8	8.0
グアバ	○ 8	8.0
マンゴー	○ 8	8.0
パッションフルーツ	○ 8	8.0
なつめやし	○ 8	8.0
その他の果実	○ 2	2.0
ひまわりの種子	○ 8	8.0
ごまの種子	●	0.5
べにばなの種子	○ 0.2	0.2
綿実	○ 20	2.0
なたね	●	0.5
その他のオイルシード	●	0.1
ぎんなん	●	8.0
くり	○ 8	8.0
ペカン	○ 8	8.0
アーモンド	○ 8	8.0
くるみ	○ 8	8.0
その他のナッツ類	○ 8	8.0
茶	●	0.5
コーヒー豆	●	0.5
カカオ豆	●	0.5

マラチオン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ホップ	○ 1	1.0
その他のスパイス(種子、果実、根及び根茎を除く。)		8
その他のスパイス	○ 15	
その他のハーブ	○ 2	2
牛の筋肉	●	2
豚の筋肉	●	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	2
牛の脂肪	●	2
豚の脂肪	●	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	2
牛の肝臓	●	2
豚の肝臓	●	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	2
牛の腎臓	●	2
豚の腎臓	●	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	2
牛の食用部分	●	2
豚の食用部分	●	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	2
乳	●	0.5
鶏の筋肉	●	2
その他の家きんの筋肉	●	2
鶏の脂肪	●	2
その他の家きんの脂肪	●	2
鶏の肝臓	●	2
その他の家きんの肝臓	●	2
鶏の腎臓	●	2
その他の家きんの腎臓	●	2
鶏の食用部分	●	2
その他の家きんの食用部分	●	2
鶏の卵	●	0.7
その他の家きんの卵	●	0.7
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(すずき目魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(その他の魚類に限る。)	●	0.5
魚介類(貝類に限る。)	●	0.5
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.5
その他の魚介類	●	0.5
はちみつ	●	0.5
小麦粉(全粒粉を除く。)		1.2
トマトジュース		0.01
乾燥させたその他のスパイス(果実に限る。)	○ 1	1
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	○ 2	2
乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)	○ 0.5	0.5

マンデストロビン(殺菌剤)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	○ 0.3	
小豆類	○ 0.2	
えんどう	○ 0.3	
そら豆	○ 0.3	
その他の豆類	○ 0.3	
キャベツ	○ 5	
ケール	○ 40	
こまつな	○ 40	
きょうな	○ 25	
チンゲンサイ	○ 40	
その他のあぶらな科野菜	○ 40	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 40	
トマト	○ 10	
なす	○ 2	
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 2	
すいか	○ 0.1	
メロン類果実	○ 0.05	
未成熟えんどう	○ 5	
未成熟いんげん	○ 10	
えだまめ	○ 10	
その他の野菜	○ 10	
りんご	○ 5	
日本なし	○ 2	
西洋なし	○ 2	
もも	○ 0.2	
ネクタリン	○ 5	
あんず (アプリコットを含む。)	○ 5	
すもも (プルーンを含む。)	○ 2	
うめ	○ 5	
おうとう (チェリーを含む。)	○ 5	
ぶどう	○ 10	
かき	○ 3	
茶	○ 40	
その他のハーブ	○ 40	

メロキシカム(抗炎症薬)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.01	0.01

メロキシカム(つづき)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.02
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.1
乳	○ 0.02	0.02

モサプリド(消化器官用薬)

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.06	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.06	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.04	

脚注

※○：平成27年5月19日適用

●：平成27年11月19日適用

・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、アプラマイシンについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 A 食品一般の成分規格の項1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

・今回基準値を設定するアセタミプリドとは、農産物及びはちみつにあっては、アセタミプリドをいい、畜産物にあっては、アセタミプリド及び代謝物IM-2-1【 N^1 -[(6-クロロ-3-ピリジル)メチル]- N^2 -シアノアセトアミジン】をアセタミプリドに換算したものの和をいう。

・今回基準値を設定するクレソキシムメチルとは、農産物及び魚介類にあっては、クレソキシムメチルをいい、畜産物にあっては、クレソキシムメチル及び代謝物M9【2-[2-(4-ヒドロキシ-2-メチルフェノキシメチル)フェニル]-2-メトキシイミノ酢酸】をクレソキシムメチルに換算したものの和をいう。

・「干しぶどう」に設定されているクレソキシムメチルの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の基準値への適・不適を確認する。

・「食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)」に設定されているクレソキシムメチルの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他の果実」の基準値への適・不適を確認する。

・今回基準値を設定するクロチアニジンとは、チアメトキサムの代謝物でもあり、チアメトキサムの使用に基づくクロチアニジンの残留を含むこと。

・みかんの果皮及びその他のスパイス(みかんの果皮を除く。)に設定されているクロチアニジンの基準値については、これらの基準を統合して「その他のスパイス」として基準値を設定する。

・スペアミント、ペパーミント及びその他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く。)に設定されているクロチアニジンの基準値については、これらの基準を統合して「その他のハーブ」として基準値を設定する。

・「とうがらし(乾燥させたもの)」に設定されているクロラントラニプロールの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「とうがらし(乾燥させたもの)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の基準値への適・不適を確認する。

・今回基準値を設定するジクロベニルとは、農産物にあってはジクロベニル及び代謝物BAM【2,6-ジクロロベンズアミド】をジクロベニルに換算したものの和をいい、魚介類にあってはジクロベニルをいう。ただし、フルオピコリドが検出された場合など、BAMの残留がフルオピコリドの使用によることが明らかな場合には、フルオピコリドに定められた規格基準を適用することとし、ジクロベニルに係る規格基準によらないこと。

・今回基準値を設定するピリフルキナゾンとは、ピリフルキナゾン及び代謝物B【1,2,3,4-テトラヒドロ-3-[(3-ピリジルメチル)アミノ]-6-[1,2,2,2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン】をピリフルキナゾンに換算したものの和をいう。

・なつみかん及びなつみかんの外果皮に設定されているマラチオンの基準値については、これらの基準を統合して「なつみかんの果実全体」として基準値を設定する。

・その他のスパイス(種子、果実、根及び根茎を除く。)に設定されているマラチオンの基準値については、この基準を削除して「その他のスパイス」として基準値を設定する。

・「小麦粉(全粒粉を除く。)」に設定されているマラチオンの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「小麦粉(全粒粉を除く。)」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の基準値への適・不適を確認する。

・「トマトジュース」に設定されているマラチオンの基準値については、現行の基準値を削除する。なお、「トマトジュース」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「トマト」の基準値への適・不適を確認する。

・今回基準値を設定するマンデストロビンとは、マンデストロビン(*R*体)及びマンデストロビン(*S*体)の和をいう。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」とは、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。